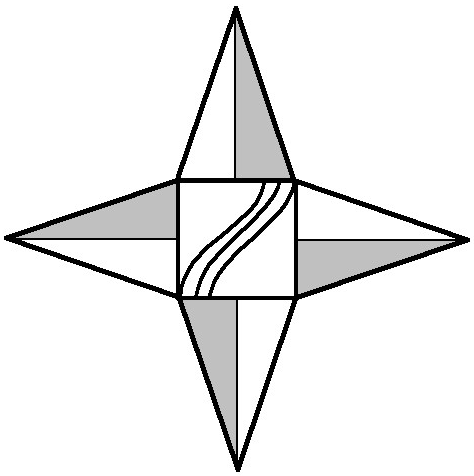
川西市立川西小学校ＰＴＡ

諸 規 定



【保存版】

令和２年度改訂

川西小学校ＰＴＡ選出規定

第１章　方針

第１条　　この会の役員の選出は、この規定により行う。

第２章　総務役員選出

第２条　　総務役員の選出は、選出管理委員会が任に当たり２月中旬までに終わる。作業は次の手順で行う。

（１）　選出管理委員会をつくる。選出管理委員会は総務役員・活動班長・愛護部地区長・教頭で組織される。

（２）　告示後、選出当日までに立候補を受け付ける（両者とも選出管理委員を兼ねることが出来ない)。

（３）　自己申告制度を設ける。認定は選出管理委員会で行い、その有効期間は１年とし、選出名簿に印す。

（４）　選出権及び被選出権は、自己申告受付期間内に在籍する児童の保護者に限定する。

（５）　各学級の出席番号表を各家庭に配布する。選出方法は抽選とする。

（６）　クラス選出及び互選会当日に欠席された方は、選出管理委員に委任したとみなす。

（７）　抽選は、教頭または教職員立ち合いのもと選出管理委員が行い、児童２名以上の会員は、最高学年を優先とする。

（８）　立候補者、推薦立候補者、候補者の互選で会長１名・副会長１名・書記１名・会計１名・部長４名・協力委員若干名（補導委員１名、体育委員１名、育成委員１名、Ｐ連担当、他、必要にあわせてその任期と人数を定める)、次点５名を決定する（次点は活動班長・愛護部地区長を兼任できる)。選出管理委員会はこれを会員に報告する。

（９）　立候補者が該当数の場合は選出なし、立候補者が該当数以上の場合はその中で互選、立候補者が該当数以下の場合は通常の選出とする（該当数はその年度により異なる)。

（１０）　選出された委員で、会長１名・副会長１名・書記１名・会計１名・部長４名・協力委員（補導委員・体育委員・育成委員・Ｐ連担当）の役割を分担する。

（１１）　教職員の書記・会計・各部部長の選出は学校に一任する。

（１２）　上記以外の事例が生じた場合は選出管理委員会に委ねる。

第３章　愛護部地区長選出

第３条　　愛護部地区長は、各地区は２名選出してもよい。

（１）　総務役員の選出前に行う。

（２）　前年度の愛護部長が選考の責任者として任に当たる。

（３）　その地区の会員より選出する。

※選出時は立候補者を募り、立候補者がいない場合はその地区の最高学年より募る。尚、１家庭２ポイント獲得者は再選を辞退することができる。但し、該当者がいない場合は、その限りではない。

（４）　校区外転入者は、その年１年に限り辞退できる。

第４章　活動班長選出

第４条　　活動班長の選出は、選出管理委員会が任に当たり、次の手順で行う。

（１）　総務役員の選出後に行う。

（２）　選出管理委員会を作る。選出管理委員会は新旧総務役員と教頭で組織される。

（３）　自己申告制度を設ける。認定は選出管理委員会に委ね、有効期間は当年度とし選出名簿に印す。

（４）　各学級の出席番号表を各家庭に配布する。選出方法は抽選とする。

（５）　当日欠席の場合は、選出管理委員に委任したとみなす。

（６）　抽選は、教頭または教職員立ち合いのもと選出管理委員が行い、活動班長・次点を選出する。選出する活動班長及び次点の人数は、毎年の募集要項に順ずる。児童２名以上の会員は、最高学年を優先とする。

（７）　選出結果は１年間保管し、欠員が生じた場合は次点者が順次繰り上がり、前任者の任に当たる。

（８）　活動班長は、互選により各担当を決める。

第５章　役員の任期と再選

第５条　　各役職の任期・再選については次のように定める。

（１）　会長・副会長・書記・会計・各部長の任期は１年。協力委員は協力先により任期を定める（補導・体育・育成は２年。Ｐ連は１年)。総務役員は再選やその後の全ての役員を辞退することが出来る。但し、該当者がいない場合は、その限りではない。

（２）　愛護部地区長の任期は１年とする。再任は妨げない。但し、１家庭２ポイントを獲得した者は再選やその後の全ての役員を辞退することが出来る。但し、該当者がいない場合はその限りではない

（３）　活動班長の任期は１年とする。再任は妨げない。但し、１家庭２ポイントを獲得した者は再選やその後の全ての役員を辞退することが出来る。但し、該当者がいない場合はその限りではない。

（４）　全ての役員は、任期中２分の１以上の出席を原則とする。

付　則

1. 本規定は、運営委員会の議決により改廃することができる。
2. 選出日は、会員全員出席を原則とする。欠席者は、選出結果を承諾したとみなす。
3. 本規定の最速は、別に定める。
4. 本規定は、改正が承認された日より施行する。

備　考

1. 平成１８年度運営委員会で改正が承認された本規定は、平成１９年４月１日より施行する（平成１８年の臨時総会にて、諸規定の見直し・改正が検討された)。
2. 平成１９年度運営委員会で改正が承認された本規定　第３条（３）は、平成１９年１１月８日より施行する。
3. 平成２０年度ＰＴＡ総会で承認された本規定　第３条（２）は、平成２０年度５月２２日より施行する。
4. 平成２０年度運営委員会で改正が承認された本規定　第２条（２）（８）（９）（１０)、第４条（５)、第５条（１）（２）は平成２０年度１２月１１日、第３条（３）は平成２１年１月１５日、第２条（６)、第４条（４）は平成２１年３月６日より施行する。
5. 平成２３年度運営委員会で改正が承認された本規定　第２条(７)(８)(１０)､第４条(５)、第５条（１）は平成２４年３月８日より施行する。
6. 平成２５年度運営委員会で改正が承認された本規定　第２条（７）は平成２５年１０月３０日より施行する。
7. 平成２７年度運営委員会で改正が承認された本規定　第５条（４）は平成２８年３月６日より施行する。
8. 平成３０年度運営委員会で変更が承認された本規定　第２条（８）は平成３１年２月１日より施行する。
9. 令和元年度運営委員会で変更が承認された本規約　第２条（８）（１０)、第３条、第４条、第５条（１）は令和２年２月３日より施行する。

川西小学校ＰＴＡ選出規定　細則

1. 自己申告制度とは、定められた基準により役員を引き受けることのできない会員が、その旨申告することができる制度をいう。

（１）　本規定　第２条（３）の基準は次に定める。

１家庭２ポイント獲得済もしくは獲得予定者・次年度の愛護部地区長に内定された方・妊娠中もしくは未就学児のいる家庭・病気もしくは療養中の家庭・その年の２学期以降に転入された方・他校で総務役員に内定された方・その他家庭の事情がある方。但し、該当者がいない場合は、その限りではない。

（２）　本規定　第４条（２）の基準は次に定める。

１家庭２ポイント獲得済もしくは獲得予定者・次年度の総務役員もしくは愛護部地区長に内定された方・その子どもにおいて活動班長（旧学級委員長）もしくは愛護部地区長（旧愛護部ブロック長）経験者・妊娠中もしくは未就学児のいる家庭・病気もしくは療養中の家庭・他校で総務役員に内定された方・その他家庭の事情がある方。但し、該当者がいない場合は、その限りではない。

2. 特別な事例が生じた場合は、運営委員会に委ねる。

備　考

1. 平成１８年度運営委員会で改正が承認された細則は、平成１９年４月１日より施行する（平成１８年の臨時総会にて、諸規定の見直し・改正が検討された）。
2. 平成２０年度運営委員会で改正が承認された細則１（１）（２）は平成２０年１２月１１日より施行する。
3. 平成３０年度運営委員会で改正が承認された細則１（２）は平成３０年９月２８日より施行する。
4. 令和元年度運営委員会で改正が承認された細則１（２）は令和元年７月１５日より施行する。

川西小学校ＰＴＡ慶弔内規

第１条　　名称と組織

本会は、ＰＴＡ役員及び会員で組織する。

第２条　　慶弔

次の場合、その定める金額を送ることにより、会員の意を表す。

（１）　会員（保護者、教職員）死亡の場合

香料　５，０００円

（２）　児童死亡の場合

香料　１０，０００円

（３）　児童・教職員傷病で連続１ヶ月以上欠席した場合

見舞金　３，０００円

（４）　その他の慶弔・見舞などの特別な場合は、ＰＴＡ総務と学校側の協議により決定する。

備　考

1. 平成１６年度総会で改正が承認された本内規　第２条（１）（２）は、平成１６年５月２６日より施行する。